

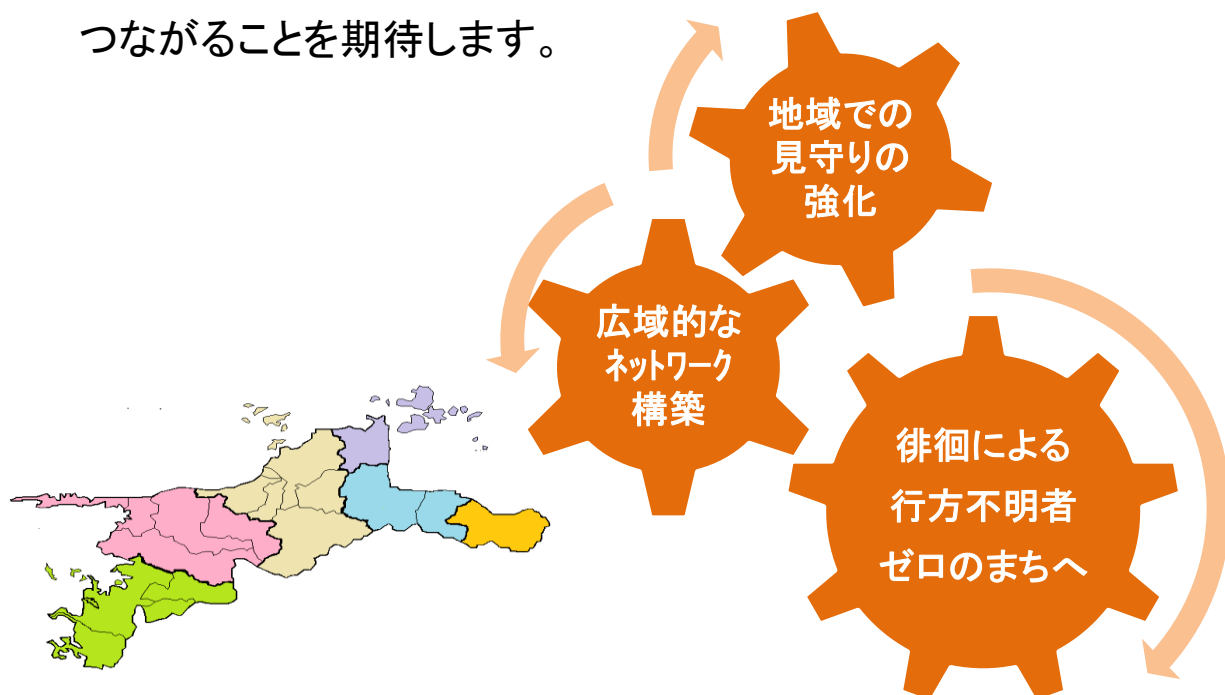
オレンジネットワーク ガイドライン

～高齢者の見守り、行方不明者の搜索等に関するガイドライン～



オレンジネットワークガイドラインの考え方

- 本ガイドラインは、愛媛県における高齢者の見守り、行方不明者の捜索等に関して、関係機関等における取り組みの一助となるようとりまとめたものです。
- 行方不明者の早期発見、身元不明者の早期身元判明のためには、地域における認知症への理解を求める地道な人づくりの取組と、行政、警察、関係機関等の連携体制（ネットワーク）の整備の両輪が必要です。
- 本ガイドラインの活用により、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが進み、「徘徊による行方不明者ゼロのまち」の実現につながることを期待します。



＜オレンジネットワークガイドラインの内容＞

- 1 認知症の人ができるだけ行方不明にならないために（予防）
- 2 行方不明の認知症高齢者等が発生したとき
- 3 身元不明の高齢者を保護したとき
- 4 警察の対応の流れ
- 5 個人情報の取扱いについて
- 6 各市町の放送設備（防災行政無線等）について

 オレンジホットライン（連絡窓口）



1 認知症の人ができるだけ行方不明にならないために(予防)

1

地域の見守り体制の充実



(1) 認知症サポーター養成講座の実施

- ・自治会、企業、学校等でサポーター養成講座を実施(事務局:各市町)
- ・認知症の正しい理解と知識の普及を行い、地域で支えていくという意識づけを地道に積み重ねる。

(2) 住民・民間事業者等(協力団体)との見守り体制の整備

- ・住民、民間事業者等(協力団体)の日常業務(生活)の範囲内で、日常と異なる不審な点に気づいた際に、市町へ情報を提供する。

【異変の例】

- ・新聞・郵便・宅配・牛乳などがたまっている
- ・洗濯物が干されたまま
- ・最近顔を見せない
- ・お金を払わず店内の物を食べる(持って帰る)
- ・窓、カーテン、雨戸が閉まったまま
- ・屋内の電灯がついたまま(消えたまま)
- ・話したことや約束したことを忘れる
- ・物がなくなると頻繁に言う 等

(3) 徘徊SOSネットワークの整備

(4) 徘徊模擬訓練の実施

- ・模擬訓練を通して、地域で認知症の人の徘徊事案に対応できるような体制づくりを行う。
- ・徘徊SOSネットワーク、見守り体制が機能しているか点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2

早期に発見できる取組

(1) 見守りが必要な高齢者の実態把握

- ・認知症高齢者、独居高齢者、高齢者のみ世帯等について実態を把握し、徘徊等の可能性のある認知症高齢者の把握に努める。

(2) 事前登録の取組推進



(3) 速やかな所轄警察署への通報について周知

- ・行方不明と分かった時点で、家族に
「迷わず!」「なるべく早く!」「地元の所轄警察署へ一報を入れる」
ことを日頃から周知しておく。

(4) 防災行政無線(町内放送)等の活用

(5) 持ち物への氏名記入の啓発

(6) 歯科医師との連携

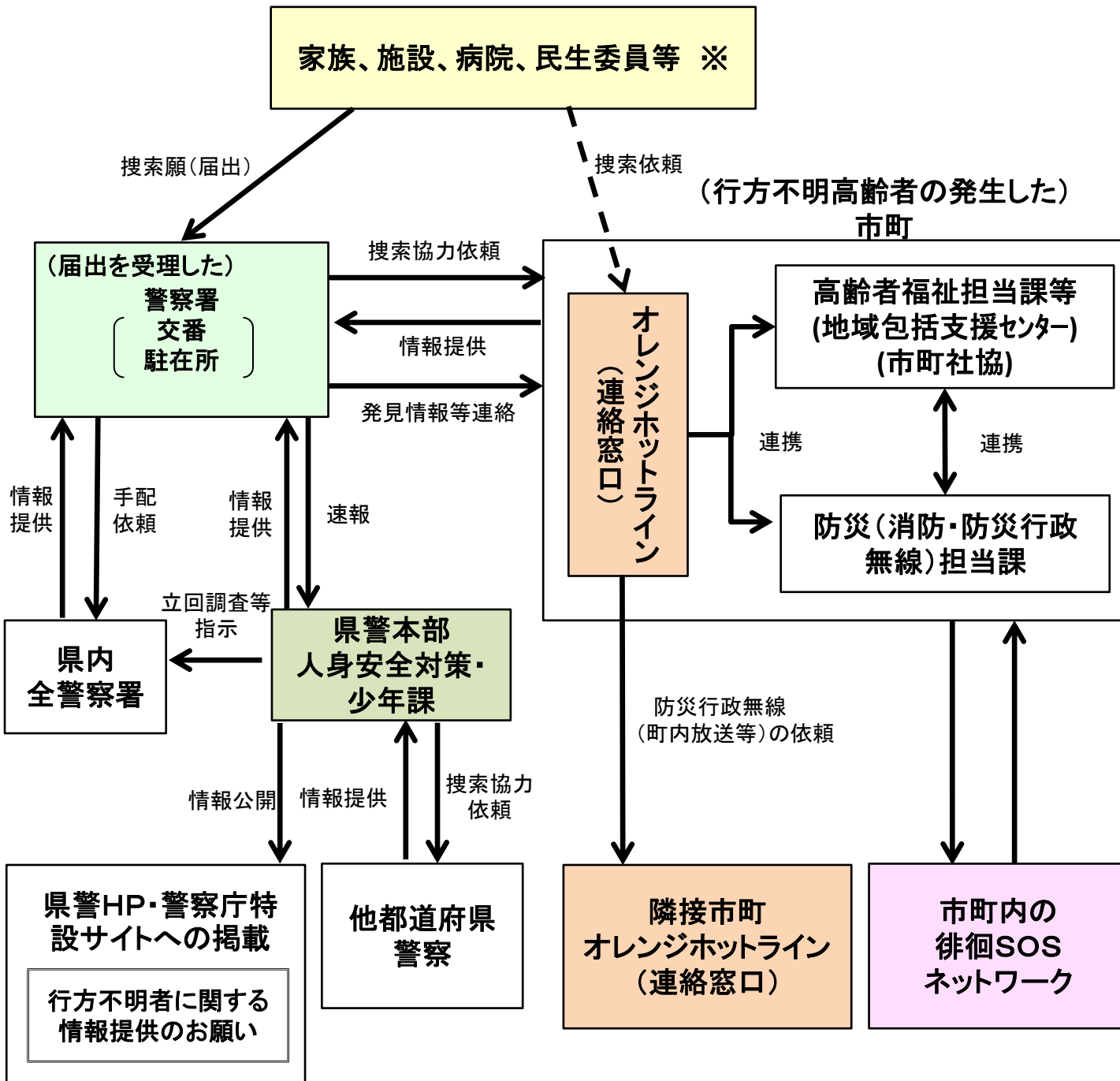
- ・義歯への氏名入力を普及させ、もしものに備える。

(7) 電波発信機を装着し、安全確保を図る取組の周知(実施している市町)

2. 行方不明の認知症高齢者等が発生したとき

step1 行方不明高齢者の発生

※独居等で近隣に親族がない場合は、
行方不明高齢者の状況が分かる民生
委員や近所の方でも届出可



【ポイント】

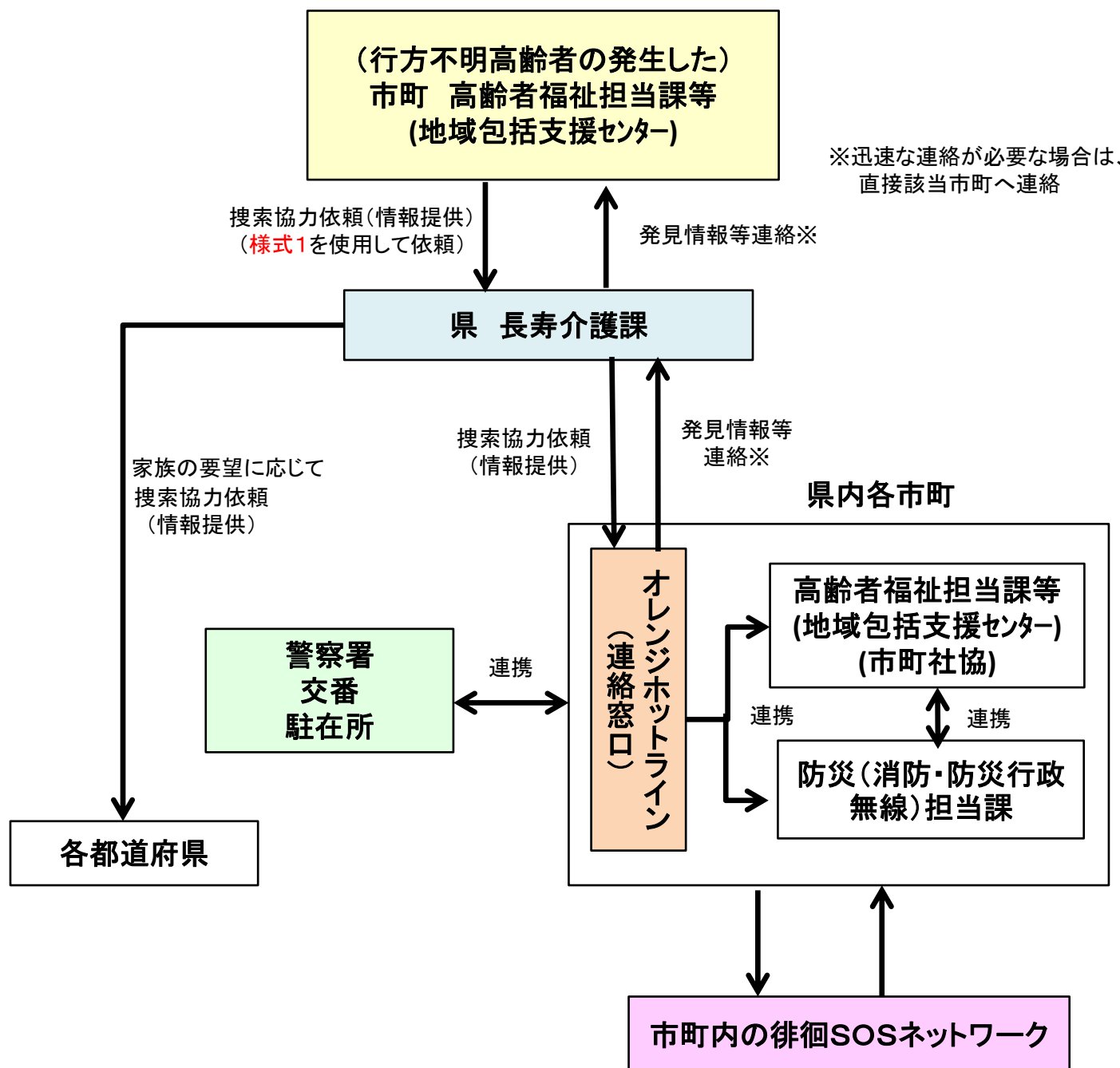
家族等からの捜索願(届出)は、原則警察に窓口を一本化することで、家族の負担を軽減する。

ただし、警察と行政が協議のうえ、家族等からそれぞれが連絡を受けるほうがよいと判断した場合は、それによる。

step2

広域での検索を希望する場合

検索依頼を受けた市町は、
それぞれの市町内の流れに沿って対応



● 所在不明者情報

ふりがな	えひめ みかん		年齢	80 歳	生年月日	昭和	19 年	4 月	1 日	性別	女		
氏 名	愛媛 みかん												
ふりがな	まつやま みかん		名前以外の呼び方 (ニックネーム等)	みーちゃん		(写真) 							
旧 姓 (通称姓)	松山 みかん												
住 所	松山市一番町											(注) 町名程度まで	
所在不明 発覚日時	令和6	年	12 月	10 日	23 時							0 分頃	
警察署へ 届出日時	令和6	年	12 月	11 日	9 時							30 分頃	(令和2年8月 頃撮影)

服装	上	紺色のセーター										
	下	黒の長ズボン										
	履物	白い運動靴										
	持ち物・眼鏡の有無等	なし										
	その他(所持金等)	所持金はなし										

身体的特徴	身長	158 cm		体重	55 kg		歩行能力	あり			
	体格	中肉	○	痩せ		小肥		肥		特記事項	
	髪長さや特徴	白髪交じり、パーマ									
	その他	耳が遠い。									

捜索基礎情報	認知症の有無	有(中度)		認知症診断の有無	有		要介護度	要介護2			
	徘徊歴の有無	有		障がい(精神・身体)の有無	無		生活保護の有無	無			
	本人自身で言える項目	氏名	時々可	住所	不可	その他					
	持病名	高血圧									
	行方不明時の場所・状況等 (車使用の有無等)	令和6年12月10日23時頃に、家族が自宅に居るのを確認したが、11日朝には自宅におらず、行方不明。									
	本人の普段の様子 (性格・癖、繰り返し話す内容等)	性格は穏やか。									
	不明前の様子	特異な言動等は無し。									
	その他 (本人がよく通っていた場所や実家・過去発見された場所等)	実家は広島県広島市。過去徘徊した際には、東温市で発見された。									
	発見した際の連絡先	松山東警察署(089-943-0110)									

< 記載例裏 >

行方不明認知症高齢者等の搜索に当たっての確認票

1 情報提供依頼を行う県内市町の範囲

県内市町全て	☐												
指定の市町のみ	☐												
松山市		今治市		宇和島市		八幡浜市		新居浜市		西条市		大洲市	
伊予市		四国中央市		西予市		東温市		上島町		久万高原町		松前町	
砥部町		内子町		伊方町		松野町		鬼北町		愛南町			

2 情報提供依頼を行う都道府県の範囲

全都道府県	☐	⇒(47都道府県全て)
四国地方 全県	☐	⇒(香川県、徳島県、高知県)
中国地方 全県	☐	⇒(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
指定の都道府県及び市区町村	☐	

※提供してほしい都道府県若しくは市区町村名を指定する場合は都道府県名及び市区町村名を記入してください。

広島県全域

3 情報提供依頼の範囲

情報提供を依頼したい範囲について、該当する項目の横に○を記入してください。

行政機関のみ	☐
行政機関及び地域包括支援センター(委託を含む)	☐
市町が構築する徘徊見守りネットワーク等(民間事業者を含む)	☐
範囲の指定はしない(インターネットでの公開等の不特定多数への情報提供も可)	☐
その他()	☐

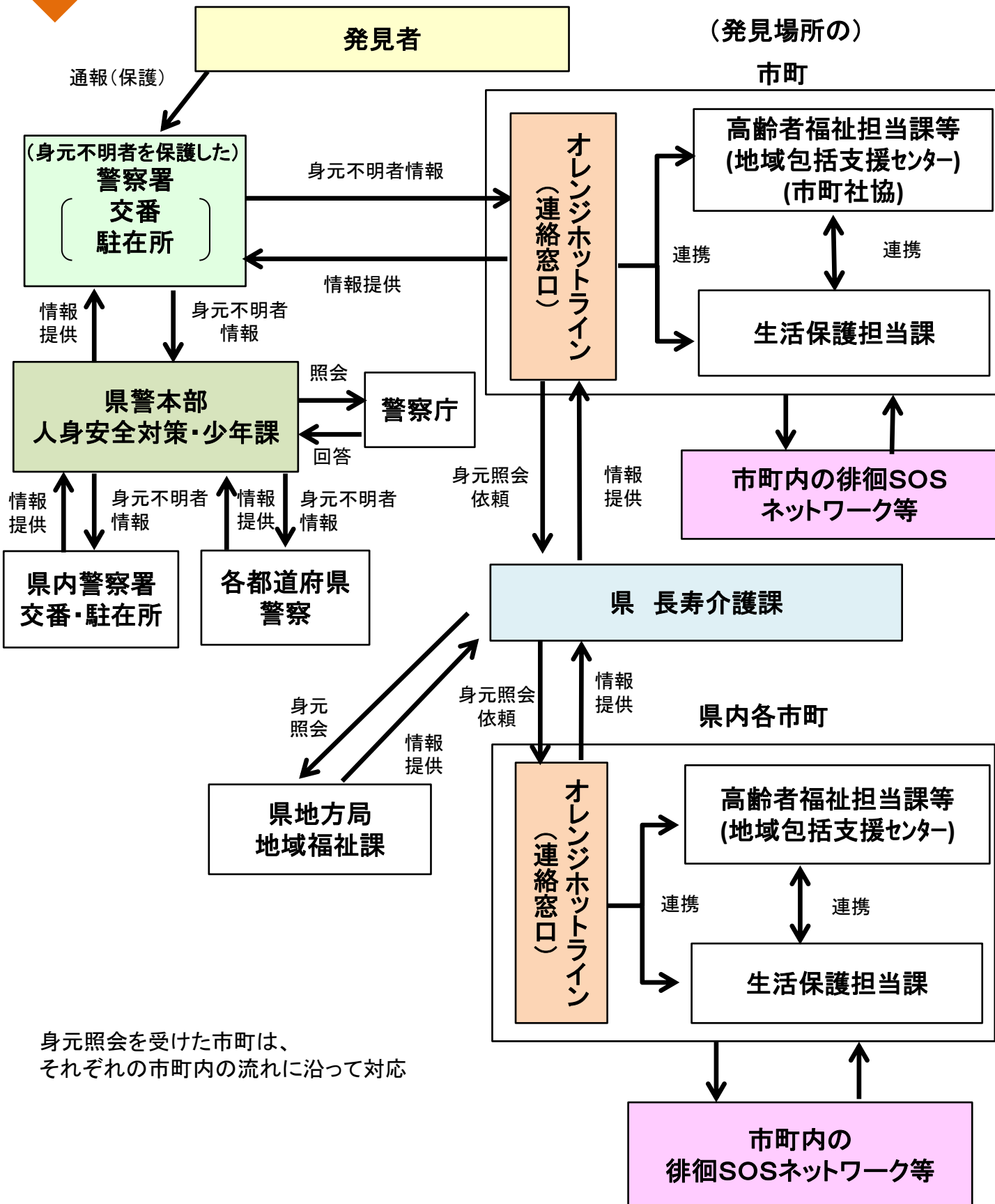
4 その他

--

3. 身元不明の高齢者を保護したとき

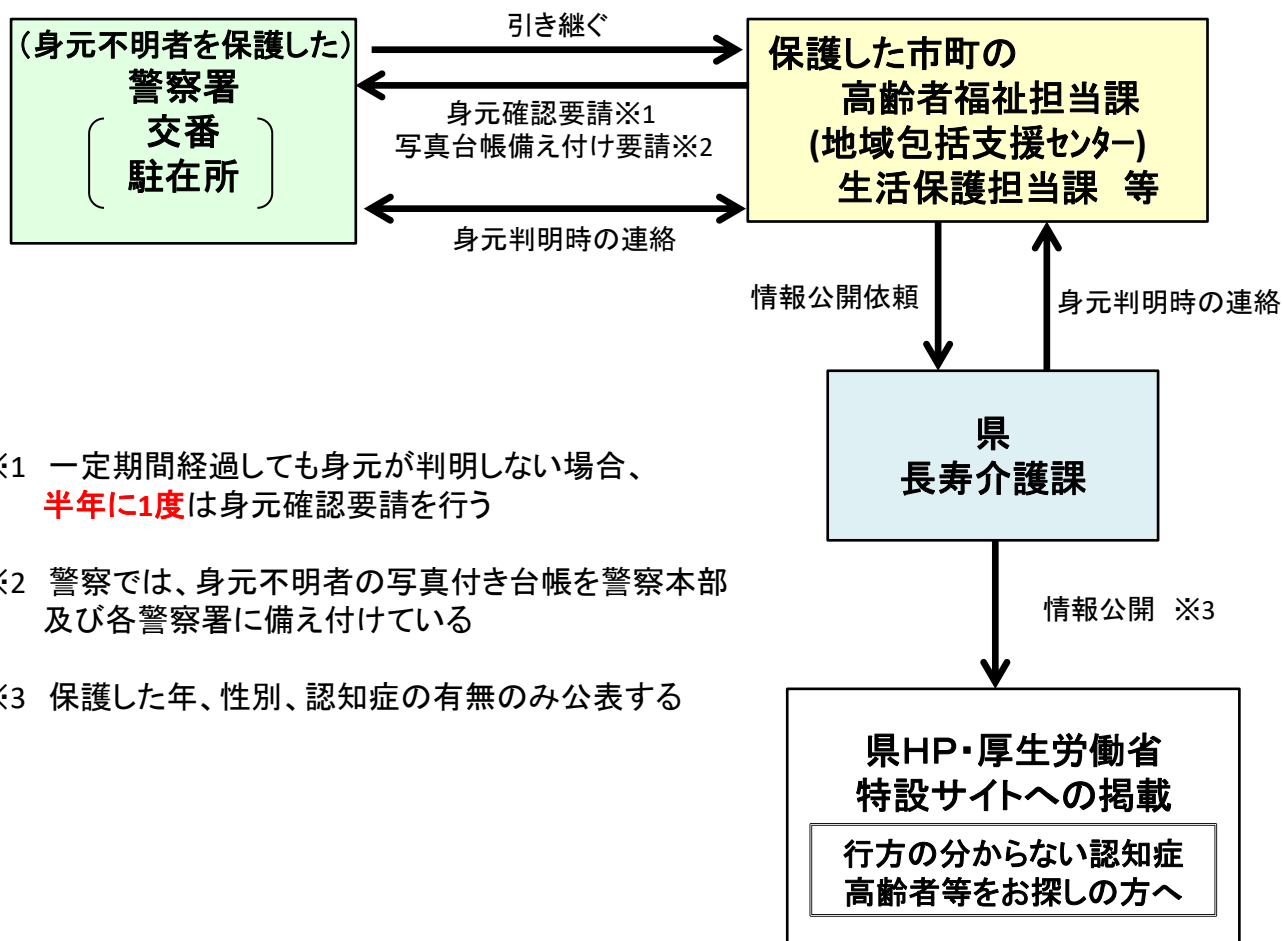
step1

身元不明の高齢者の保護



step2

24時間経過しても身元が判明しない場合



4. 警察の対応の流れ

1

行方不明高齢者の発生時



家族等

↓ 搜索願(届出)

警察署

(交番
駐在所)

- ・行方不明と分かった時点で、
「迷わず！」
「なるべく早く！」
「地元の所轄警察署へ」一報を入れる
- 110番でもよいが、地元所轄警察署の方が手配が早い
(110番通報は県警本部の通信指令課に入るため)

認知症又は認知症の疑いのある人については、自救能力がないもの、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、行方不明発見活動を迅速に実施します。

① 搜索活動の開始

警察は、通報が入ると正式な届け出を受理する前に、できる手配をし、すぐに搜索活動を開始する。

② 無線連絡

電話で受けた情報をすぐに、無線で管内の出動中パトカーや交番等へ手配をかける。

③ 県内全域で搜索

行動範囲が広い可能性がある場合は、県内全ての警察署に無線で一斉に情報を流すなど、県内全域で搜索を行う。

※ 「認知症又は認知症の疑いのある人」については、必要な体制を構築して発見活動を行う

④ 正式手配

①～③を行った後、所轄の警察署において、家族と直接面接し、詳しい状況を聞いて書類を作成、正式な手配を全国にする。

※ 写真がある場合は写真を付けて手配するため、徘徊の可能性がある場合は、最近の姿の写真を撮っておき、その写真を届出時に警察署に持参してください。

2

身元不明高齢者の保護時

① 身元確認

県内の全警察署へ照会をかける。必要であれば、全国の警察へ照会をかける。
市町の地域包括支援センター等へ照会をかける。

② 24時間以内に身元が分からない場合

地元の自治体担当者へ引き継ぐ。(警察官職務執行法 第3条)

③ 写真台帳の備え付け

身元不明高齢者の保護者である地元の自治体の要請に基づき、身元不明者の台帳を警察本部及び各警察署に備え付ける。

5. 個人情報の取扱いについて

行方不明高齢者の情報提供について

<市町内の情報提供>

市町は、行方不明高齢者の早期発見のため、消防・防災行政無線等を管轄する部署、高齢者福祉担当部署（地域包括支援センター）等が連携し、必要な情報を共有する

特に、初期捜索活動に有効と思われる「防災行政無線（町内放送）等」の活用を積極的に行う。

<県内での情報提供>

県は、市町から県内各市町への行方不明高齢者の情報提供依頼を受けた場合は、速やかに県内各市町へ情報提供依頼のメールを発信する。

<県外への情報提供>

県は、市町から全国都道府県への行方不明高齢者の情報提供依頼を受けた場合は、速やかに全国都道府県へ情報提供依頼のメールを発信する。

<愛媛県警の行う情報提供>

愛媛県警においては、家族や届出人等の意向があれば、行方不明高齢者の手配チラシを県内・県外の警察施設等に掲示し、公表している。（チラシは届出人が作成し、必要部数を警察へ持参。掲載期限は原則3か月）

認知症又は認知症の疑いのある行方不明高齢者については、家族等の了解を得て、県警ホームページ「行方不明者情報」に、写真や身体特徴等を掲載している。

警察庁ホームページ「行方不明者に関する情報提供のお願い」では、全国の情報を閲覧できる。

身元不明高齢者の情報提供について

<市町内の情報提供>

保護市町は、身元不明高齢者の早期身元判明のため、生活保護担当課（町においては、県長寿介護課から地方局地域福祉課へ照会）と連携して情報の収集に努める。

<県内での情報提供>

県は、保護市町から県内各市町への身元不明高齢者の身元照会依頼を受けた場合は、速やかに県内各市町へ身元照会依頼のメールを発信する。

<県外への情報提供>

県は、保護市町から広く一般に情報を求めるため、本人情報の公開を依頼された場合、県ホームページ及び厚生労働省ホームページ「行方の分からない認知症高齢者等をお探しの方へ」へ情報を掲載する。

<愛媛県警の行う情報提供>

愛媛県警においては、身元不明高齢者の保護者である地元自治体の要請に基づき、身元不明者の写真付き台帳を警察本部及び県内全警察署に備え付けている。（県内の情報だけでなく、他県の情報も掲載。閲覧は、行方不明の届出をしている家族等に限定）

<身元判明時の情報提供>

保護市町は、保護していた身元不明者の身元が判明したときは、速やかに身元に関する情報を県及び管轄警察署に連絡する。

<情報の更新>

保護市町は、保護している身元不明者について、半年に1度、管轄警察署へ身元確認の要請を行う。

保護市町は、身元に関する新たな情報を確認したときは、県及び管轄警察署に連絡する。

情報の共有について

<徘徊の可能性のある高齢者の事前登録情報の共有について>

徘徊の可能性のある高齢者の情報(氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、緊急時の連絡先、身体的特徴、写真等)について、登録時に本人又は家族の承諾を得たうえで、市町だけでなく、警察署等にも情報提供をしておき、登録者が徘徊し保護された際の迅速な身元確認につなげる。

もしもの時に公開する情報の内容、範囲について、登録時に本人又は家族の承諾を得ておくことが、スムーズな情報提供につながる。

事前登録情報の警察との共有を希望する市町は、事前登録情報を県警本部人身安全対策・少年課へ送付することで、県内16警察署と情報共有を図ることができる。

本人・家族の同意が得られていない場合

個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合は、原則として本人の同意を得ることが必要。

ただし、第三者提供の制限に関する除外規定として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に類する条例規定の解釈により、情報共有・情報公開をおこなっている自治体もある。
(判断理由を明確に記載した書面を残す 等)

<個人情報の保護に関する法律>

・本人の同意

個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合は、原則として本人の同意を得ることが必要(法第16条、第23条)

・本人の同意がなくても個人情報を提供できる場合

高齢者虐待防止法等、法令の定めがある場合 (法第23条1項第1号)

人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき (法第23条1項第2号)

< 搜索活動においてネットワーク内で共有している情報例 >

写真



顔、全身、側面、上半身、全身

【本人の身体的特徴や外見に関する情報】

- 氏名(通称、愛称、旧姓)
- 身長、体重、体型
- 身体的特徴
 - ・髪型、頭髪の色、ひげの有無
 - ・メガネの有無
 - ・顔の特徴(ほくろ、外傷)
- 歩行時の姿勢、歩き方
- 服装(色、形など格好の特徴)
- 杖の所持
- 普段持ち歩くもの
- 自転車/徒歩/車の使用の有無

【搜索活動に有効と考えられる情報】

- 行方不明となった日時、場所
- 徘徊歴
- 最後に本人を確認した場所
- 過去によく保護された場所
- よく行く場所、立ち寄りそうな場所(病院、買い物する店等)
- 日頃よく利用する交通機関
- 昔住んでいた所、実家の場所
- 本人が以前行きたがっていた場所
- 旧住所など聞かれると答える地名
- 本人がいなくなる前に何か言っていなかったか。気になる行動はなかったか。
- 本人のいなくなるまでの行動

【行方不明発見時における対応(本人確認など)等に関する情報】

- 発見時の連絡先、発見の際の連絡方法
- 保護時に気を付けてほしいこと(水分補給の依頼等)
- 主病名、既往歴
- 愛称、呼び名、旧姓
- 本人の普段の特徴的なしぐさ
- よく言う言葉など、会話の特徴
- 元の職業

厚労省通知「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」
県認知症施策市町連携会議より

6. 各市町の放送設備(防災行政無線等)について

家族等から警察へ捜索願(届出)が出されたあと、各市町における行政の防災放送の活用や消防担当部署等への連絡体制等について、図式化したものです。

各市町ごとにまとめていますが、同一市町内においても、地域によって体制が異なる場合がありますので、実際の運用については各地域の流れに沿って、ご対応ください。

<東予>



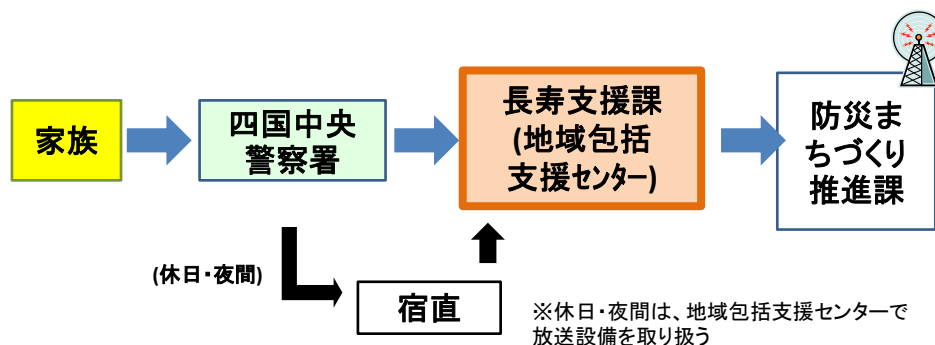
オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)



放送担当

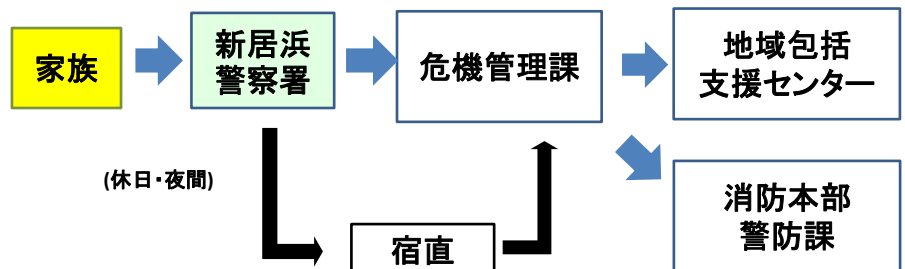
四国中央市

防災行政無線	○
担当課	長寿支援課 (地域包括支援センター) 0896-28-6147
運用時間	朝8時～夜9時
広域放送	個別協議
その他	CATV放送。登録機関(者)へメール、FAX送信もあり



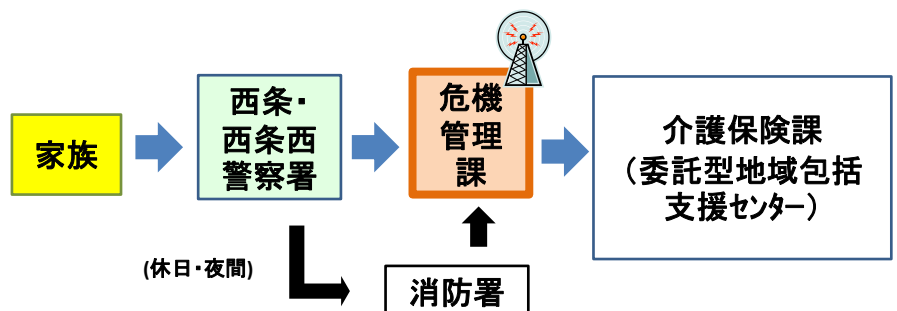
新居浜市

防災行政無線	○
担当課	危機管理課 0897-65-1282
運用時間	朝8時～夜8時



西条市

防災行政無線	○
町内放送	○
担当課	危機管理課 0897-52-1391
運用時間	朝7時～夜8時
広域放送	○

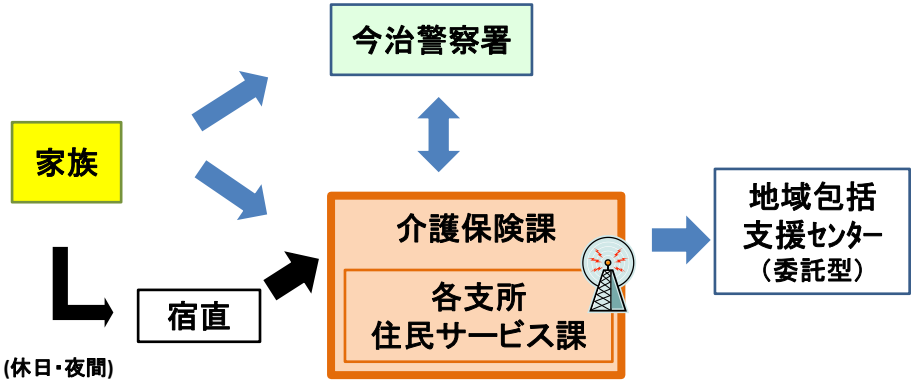


<東予>

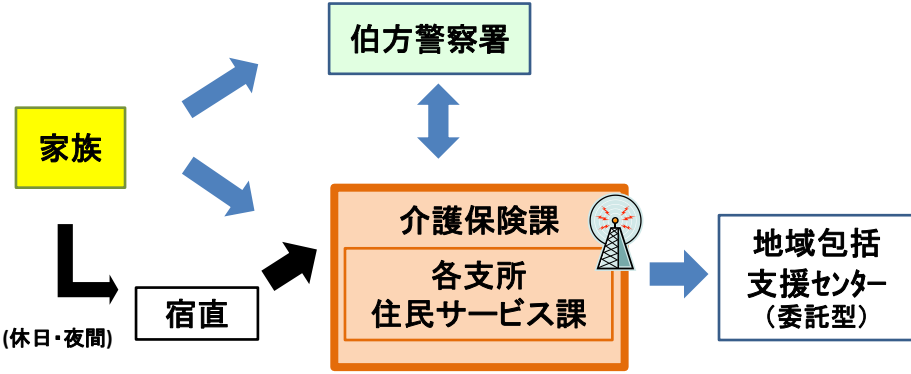
オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)

放送担当

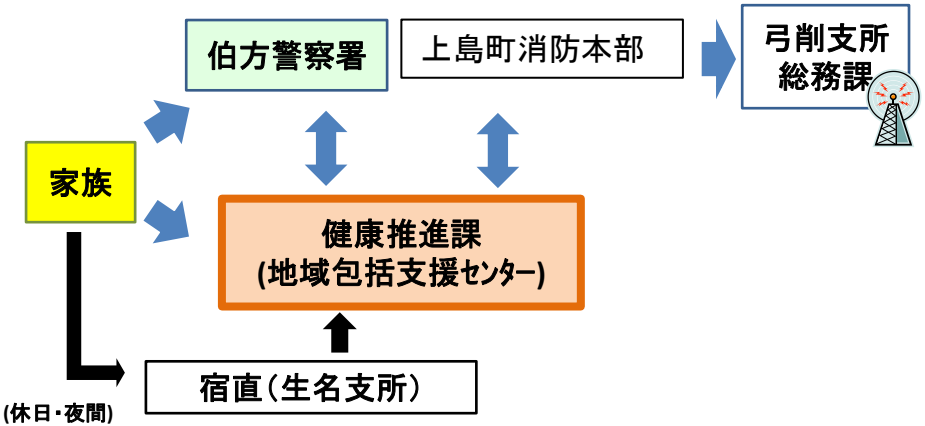
今治市(陸地部)	
防災行政無線等	○
担当課	介護保険課 各支所住民サービス課
広域放送	個別協議
その他	ラジオ放送、登録機 関へメール、FAX送 信等もあり



今治市(島嶼部)	
防災行政無線	○
担当課	介護保険課 各支所住民サービス課
広域放送	個別協議
その他	ラジオ放送、登録機 関へメール、FAX送 信等もあり



上島町	
町内放送	○
担当課	弓削支所総務課 (0897-77-2500) 消防署 (消防本部) (0897-77-4118)
その他	防災アプリによる 配信可



<中予>



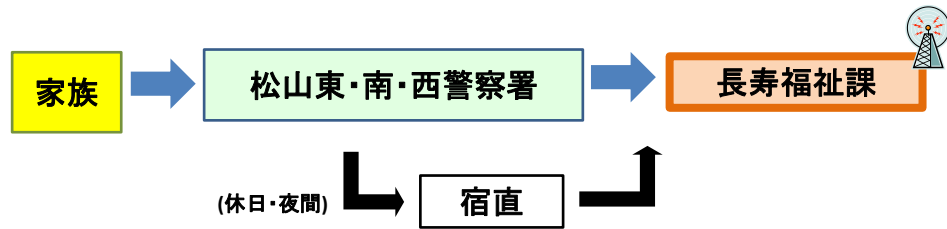
オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)



放送担当

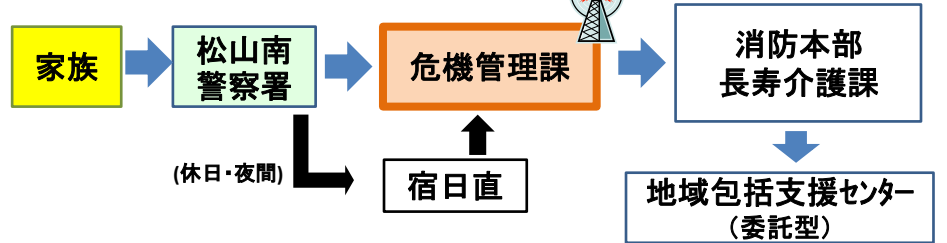
松山市

防災行政無線	○
担当課	長寿福祉課 089-948-6949
運用時間	9時～17時
その他	登録機関(者)へメール



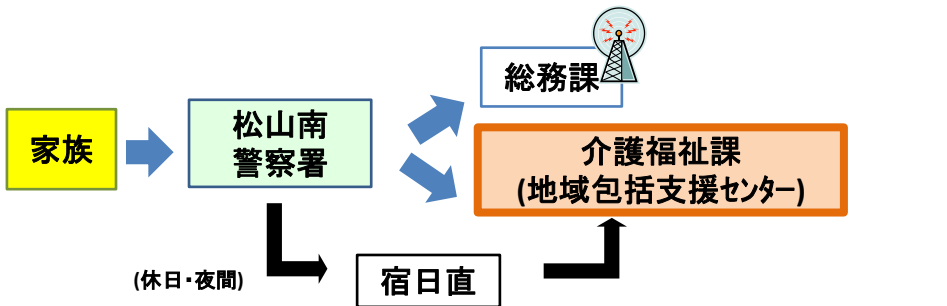
東温市

防災行政無線	○
担当課	危機管理課 089-964-4483



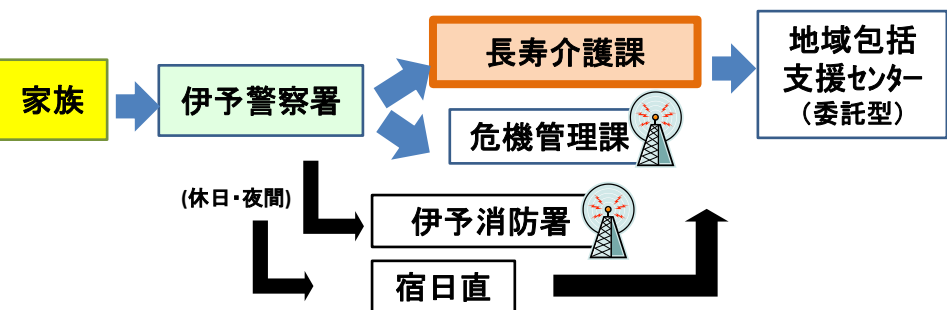
砥部町

防災行政無線	○
担当課	総務課 089-962-6110



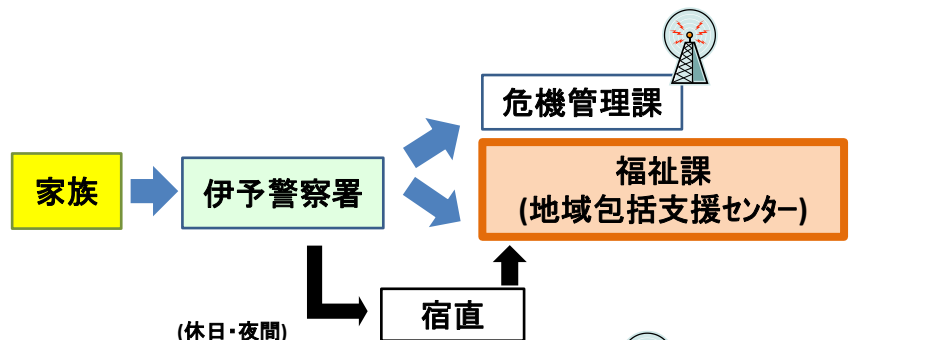
伊予市

防災行政無線	○
担当課	(平日昼間) 危機管理課 089-982-1218 (休日夜間) 伊予消防署 089-982-0119



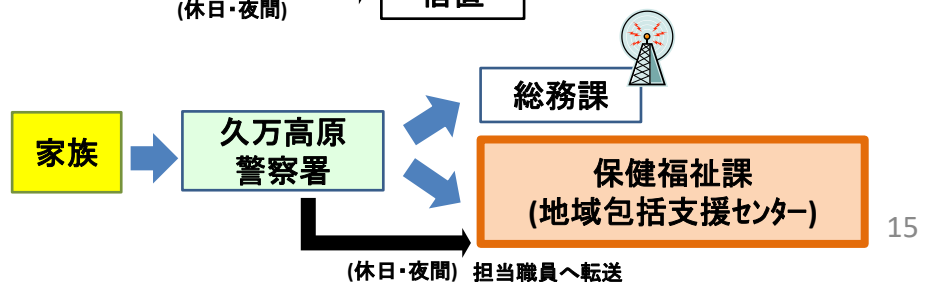
松前町

防災行政無線	○
担当課	危機管理課 089-989-5103
運用時間	24時間
広域放送	×



久万高原町

防災行政無線	○
担当課	総務課 0892-21-1111



<南予>



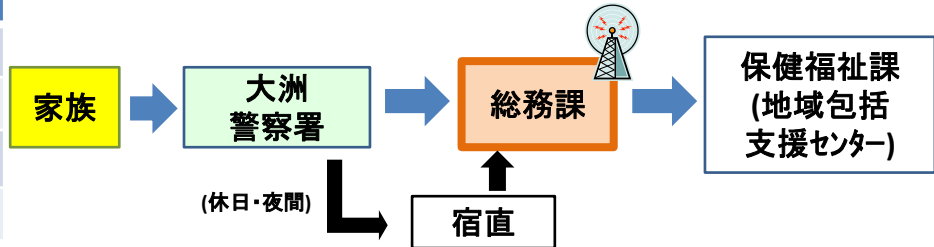
オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)



放送担当

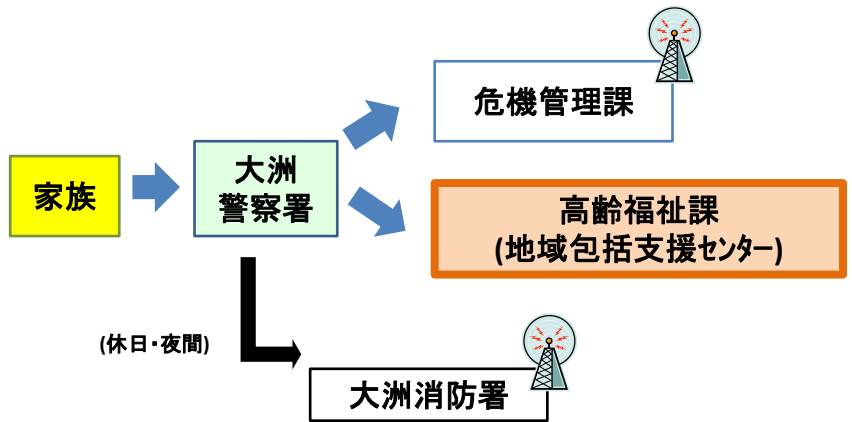
内子町

防災行政無線	○
担当課	総務課危機管理班 0893-44-6150
広域放送	○



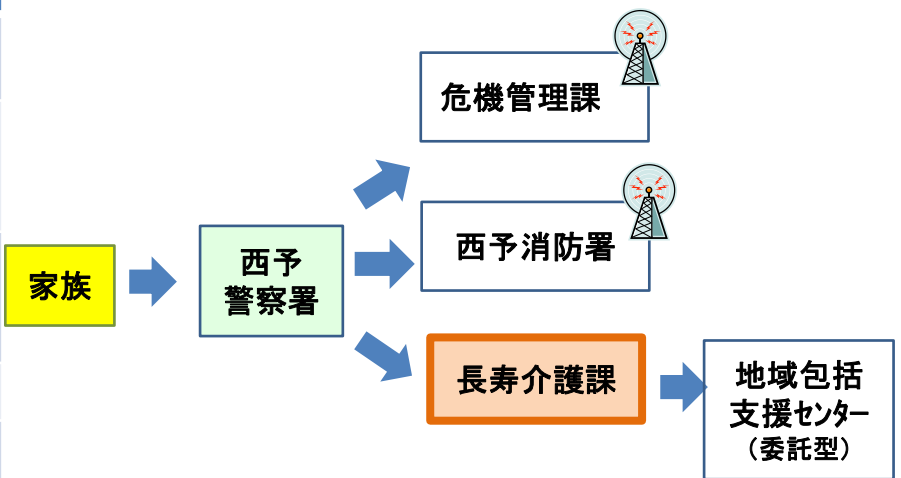
大洲市

防災行政無線	○
担当課	(平日昼間)危機管理課 0893-24-1742 (夜間休日)大洲消防署 0893-24-0119
広域放送	○
その他	身長・年齢・氏名は必ず放送



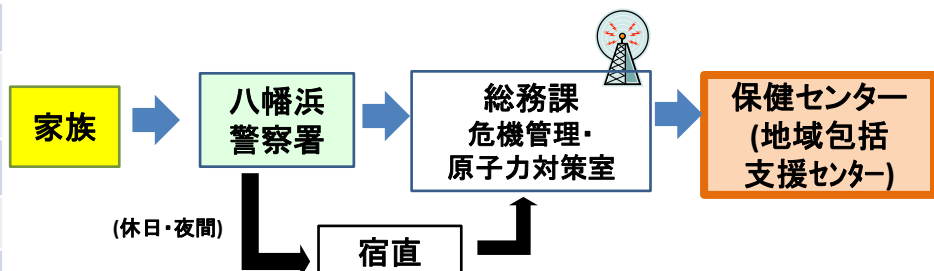
西予市

防災行政無線	○
担当課	(平日昼間)危機管理課 0894-62-6491 (夜間休日)西予消防署 0894-62-0119
運用時間	早朝・夜間×
その他	放送範囲は状況に応じて各町のみ、全市選択可能



八幡浜市

防災行政無線	○
担当課	総務課危機管理・原子力対策室 0894-22-3111
運用時間	朝5時～夜8時
広域放送	○
その他	登録機関(者)へFAX送信もあり



<南予>



オレンジホットライン
(各市町の第一連絡窓口)



放送担当

伊方町

防災行政無線

○

担当課

総務課

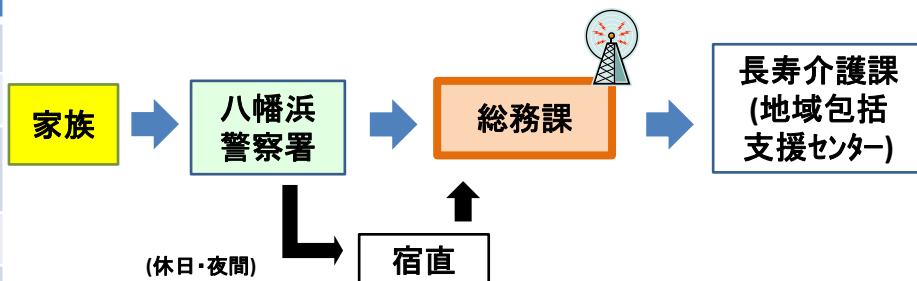
0894-38-0211(代表)
0894-38-2655(直通)

運用時間

個別協議

広域放送

×



宇和島市

防災行政無線

○

担当課

危機管理課

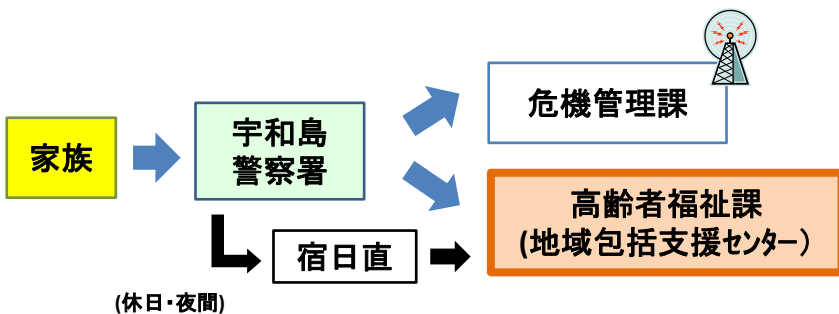
0895-24-1111

広域放送

○

その他

防災ラジオ。登録機関
(者)へメール、FAX送
信もあり



松野町

防災行政無線

○

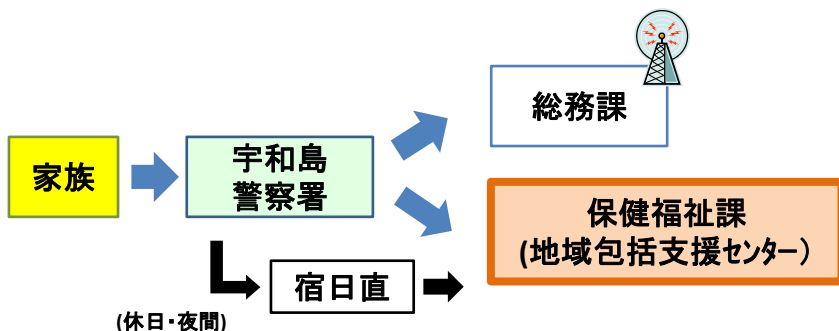
担当課

総務課

0895-42-1111

その他

IP告知放送は
各家庭に流れる



鬼北町

防災行政無線

○

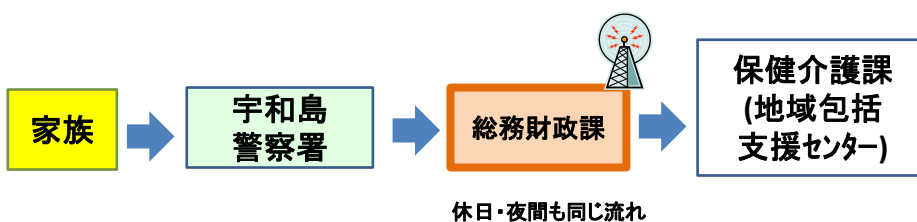
担当課

総務財政課

0895-45-1111

その他

行政防災無線は
各家庭に流れる



愛南町

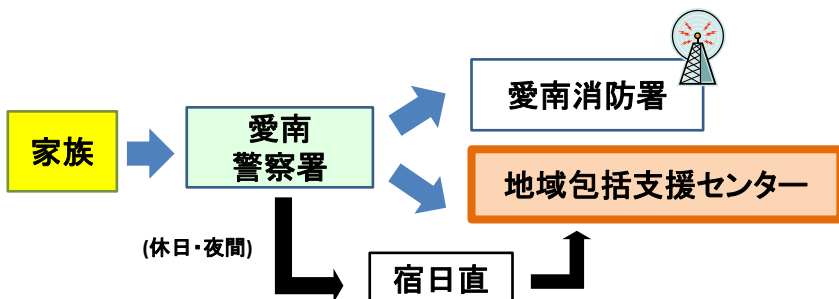
防災行政無線

○

担当課

愛南消防署

0895-72-0119





オレンジホットライン(連絡窓口)



<東予>



市町、各警察署の連絡窓口
それぞれ、第一報の連絡が入る窓口を表記しています

市町名	担当課	電話番号	警察署	電話番号
四国中央市	長寿支援課 (地域包括支援センター)	0896-28-6147	四国中央	0896-24-0110
(休日・夜間)	宿直	0896-28-6000		
新居浜市	危機管理課	0897-65-1282	新居浜	0897-35-0110
(休日・夜間)	宿直	0897-65-1234		
西条市	危機管理課	0897-52-1391	西条	0897-56-0110
(休日・夜間)	消防署	0897-55-0119	西条西	0898-64-0110
今治市 (旧市内・ 旧郡部)	介護保険課 地域支援担当 各支所 住民サービス課	本庁 0898-36-1528 朝倉 0898-56-2500 玉川 0898-55-2211 波方 0898-41-7111 大西 0898-53-3500 菊間 0898-54-3450	今治	0898-34-0110
(休日・夜間)	宿直	0898-32-5200		
今治市 (島嶼部)	介護保険課 地域支援担当 各支所 住民サービス課	本庁 0898-36-1528 吉海 0897-84-2111 宮窪 0897-86-2500 伯方 0897-72-1500 上浦 0897-87-3000 大三島 0897-82-0500 関前 0897-88-2111	伯方	0897-72-0110
(休日・夜間)	宿直	0898-32-5200		
上島町	健康推進課 (地域包括支援センター)	0897-76-2261		
(休日・夜間)	宿直 (生名支所)	0897-76-3000		



<中予>



市町、各警察署の連絡窓口
それぞれ、第一報の連絡が入る窓口を表記しています

市町名	担当課	電話番号	警察署	電話番号
松山市	長寿福祉課	089-948-6949	松山東	089-943-0110
			松山西	089-952-0110
			松山南	089-958-0110
(休日・夜間)	宿直	089-948-6685		
東温市	危機管理課	089-964-4483		
(休日・夜間)	宿日直	089-964-2001		
砥部町	介護福祉課 (地域包括支援センター)	089-962-6118	伊予	089-982-0110
(休日・夜間)	宿日直	089-962-2323		
伊予市	長寿介護課	089-909-6332		
(休日・夜間)	宿直	089-982-1111	久万高原	0892-21-0110
松前町	福祉課 (地域包括支援センター)	089-985-4205		
(休日・夜間)	宿直	089-985-2111		
久万高原町	保健福祉課 (地域包括支援センター)	0892-50-0230	久万高原	0892-21-0110
(休日・夜間)				

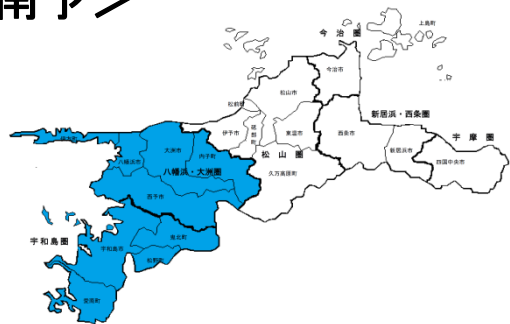
県警本部	人身安全対策・少年課	089-934-0110
(休日・夜間)	本部総合当直対応	089-934-0110
県	長寿介護課	089-912-2431
(休日・夜間)	守衛対応	089-941-2111
担当職員は開庁時間に対応します		



オレンジホットライン(連絡窓口)



<南予>



市町、各警察署の連絡窓口
それぞれ、第一報の連絡が入る窓口を表記しています

市町名	担当課	電話番号	警察署	電話番号
内子町	総務課危機管理班	0893-44-6150	大洲	0893-25-1111
(休日・夜間)	宿直	0893-44-2111		
大洲市	高齢福祉課 (地域包括支援センター)	0893-24-1714		
(休日・夜間)	宿直	0893-24-2111		
西予市	長寿介護課	0894-62-6406	西予	0894-62-0110
(休日・夜間)	宿日直	0894-62-1111		
八幡浜市	保健センター (地域包括支援センター)	0894-24-3918	八幡浜	0894-22-0110
(休日・夜間)	宿直	0894-22-3111		
伊方町	総務課	0894-38-2655		
(休日・夜間)	宿直	0894-38-0211		
宇和島市	高齢者福祉課 (地域包括支援センター)	0895-24-1111	宇和島	0895-22-0110
(休日・夜間)	宿日直	0895-24-1111		
松野町	保健福祉課 (地域包括支援センター)	0895-42-0708		
(休日・夜間)	宿日直	0895-42-1111		
鬼北町	総務財政課	0895-45-1111		
(休日・夜間)				
愛南町	地域包括支援センター	0895-72-7325	愛南	0895-72-0110
(休日・夜間)	宿日直	0895-72-1211		

●所在不明者情報

ふりがな		年齢	歳	生年月日	昭和	年	月	日	性別	女
氏名										
ふりがな		名前以外の呼び方 (ニックネーム等)				(写真) ※顔、全身、側面、上半身、 全身等を添付してください。				
旧姓 (通称姓)										
住所										
所在不明 発覚日時	年	月	日	時	分頃					
警察署へ 届出日時	年	月	日	時	分頃	(令和○年○月 頃撮影)				

服装	上	
	下	
	履物	
	持ち物・眼鏡の有無等	
	その他(所持金等)	

身体的特徴	身長		cm	体重		kg	歩行能力				
	体格	中肉		痩せ		小肥		肥		特記事項	
	髪の色や特徴										
	その他										

捜索 基礎 情報	認知症の有無		認知症診断の有無		要介護度		
	徘徊歴の有無		障がい(精神・身体)の有無		生活保護の有無		
	本人自身で言える項目	氏名		住所		その他	
	持病名						
	行方不明時の場所・状況等 (車使用の有無等)						
	本人の普段の様子 (性格・癖、繰り返し話す内容等)						
	不明前の様子						
	その他 (本人がよく通っていた場所や実家・過去発見された場所等)						
	発見した際の連絡先						

取扱注意

行方不明認知症高齢者等の搜索に当たっての確認票

1 情報提供依頼を行う県内市町の範囲

県内市町全て		
指定の市町のみ		
松山市		今治市
伊予市		四国中央市
砥部町		内子町
宇和島市		西予市
八幡浜市		東温市
新居浜市		上島町
西条市		久万高原町
大洲市		松前町
		鬼北町
		愛南町

2 情報提供依頼を行う都道府県の範囲

全都道府県		⇒(47都道府県全て)
四国地方 全県		⇒(香川県、徳島県、高知県)
中国地方 全県		⇒(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
指定の都道府県及び市区町村		
※提供してほしい都道府県若しくは市区町村名を指定する場合は都道府県名及び市区町村名を記入してください。		

3 情報提供依頼の範囲

情報提供を依頼したい範囲について、該当する項目の横に○を記入してください。

行政機関のみ	
行政機関及び地域包括支援センター(委託を含む)	
市町が構築する徘徊見守りネットワーク等(民間事業者を含む)	
範囲の指定はしない(インターネットでの公開等の不特定多数への情報提供も可)	
その他()	

4 その他

--

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
(愛媛県松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2431)

第一版 平成27年4月1日
第二版 平成30年5月22日
第三版 令和7年5月1日